

宮内庁調達改善計画の進捗状況及び自己評価（平成24年度上半期）

(1) 公共サービス改革プログラムで提言されたもの

①共同調達

（進捗状況）

共同調達については、平成23年度は1件（事務用消耗品）であったが、平成24年度は、5件（事務用消耗品、コピー用紙、トイレトペーパー、蛍光灯、書籍（国会議員要覧等））となった。今後は、平成24年度中に防災用保存食を、平成25年度にはプリンタ用トナーを実施する方向で、現在、内閣府等と調整中である。

（自己評価）

件数では対前年度比4件増と大幅な増加とすることができた。

②カード決済の導入

（進捗状況・自己評価）

水道料金カード決済について、関係機関等から聞き取りを行うなど導入のための準備を進めているところである。当庁においては、複数の県に点在する建物の水道料金についてまとめて対応することにより、会計事務職員の安全性、現金亡失のリスクの回避、事務の効率化の観点から一度に導入出来ないかどうかを含め、その方策を検討しているところである。

③旅費の効率化

（進捗状況）

平成19年度よりパック商品等の利用促進を実施しており、引き続きパック商品等の利用による旅費の事務効率化を実施している。平成22年度より、パック商品の利用拡大、チケット手配等のアウトソーシングを導入している。

（自己評価）

宿泊を伴う出張については、原則パック商品を利用しており、パック商品が利用できない場合には、新幹線回数券など各種割引料金を積極的に活用するなど旅費の事務効率化及び節約にも努めている。

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

①定期刊行物、新聞及び雑誌等の必要部数の見直し

（進捗状況）

平成24年5月に必要部数の見直しを実施。

(自己評価)

必要部数の見直しを実施した結果、平成23年度に比べ、調達費用の13%を削減できた。

(3) 随意契約の見直し

①これまでの「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計2017号）」等に基づく取組については、引き続き不断の努力が必要であることから、競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについても、更に改善できる案件が残されていないか十分に精査する。

(進捗状況・自己評価)

随意契約の見直しについては、「随意契約の見直し、一者応札の改善の推進について（宮内主発第129号平成24年9月27日皇室経済主管決裁）」を発出した。各部局において、競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについて、更に改善できる案件が残されていないか精査しているところである。

②契約の性質又は目的が競争を許さない場合等において、新たに随意契約によろうとする場合は、契約の適否について、事前に宮内庁随意契約審査委員会の審査を経なければならないこととなっており、今後も合理的な理由等を審査し、公正な随意契約を締結する。

(進捗状況)

平成24年度上半期において、3件の審査を行った。

(自己評価)

合理的な理由等を審査し、公正な随意契約を締結することができた。

③随意契約に係る情報の公表についても、引き続き公表する。

(進捗状況)

「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計2017号）」に基づき、毎月、「随意契約に係る情報の公表（公共工事・物品役務等）」について、宮内庁ホームページへ掲載している。

(自己評価)

随意契約に係る情報について、適切に公表することができた。

(4) 一者応札の改善

(進捗状況)

一者応札の改善については、「随意契約の見直し、一者応札の改善の推進について（宮内主発第129号平成24年9月27日皇室経済主管決裁）」に基づき、改善に取り組んできており、具体的には以下の改善策を実施している。

① 発注情報の提供

平成24年下半期分の物品・役務等に関する発注予定情報をホームページに掲載し、発注に関する情報提供を促進するため、書式、掲載内容、掲載までの手順を定め、掲載した。

② 公告期間の延長

公告期間を土日も含めて10日間としているが、最低でも開庁日10日間とし、より多くの事業者にも周知するよう検討している。

③ 条件等の精査

入札参加条件、発注単位、準備期間等、入札参加希望者が「参加しにくい」状況になっていないかを重点的に精査している。

④ 情報の収集

平成24年度下半期以降、執行する入札案件のうち、一者応札となった入札案件について、業者へアンケートを実施するため、書式及びアンケート内容の取扱いについて定めた。これまでのところ、一者応札となった入札案件はない。

(自己評価)

職員への更なる周知を徹底することができた。また、「発注情報の提供」については、具体的な事務手続きを定め、掲載することができた。「情報の収集」については、具体的な事務手続きを定めることができた。